

林業架線人材育成・普及事業実施要領

令和6年5月28日付け森経第233号

第1 目的

木材生産量の拡大を図るためには林業架線技術が必要であるが、林業架線技術者は近年減少傾向にあり、林業架線技術者の育成を図ることが必要である。

このため、林業架線技術者の育成に係る研修費用を支援することで、補助事業者の研修実施を促進し、林業架線技術者の育成を図ることを目的とする。

その取扱いは、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

1 補助事業者等

(1) 補助事業者

岐阜県内に本店または支店を有する林業事業体

(2) 補助対象経費

別表1に掲げるもの

(3) 補助率

1/2以内。ただし、予算の範囲内とする。

2 研修期間

研修期間は、交付決定の日から申請年度の3月15日までの間で、研修日数は原則25日以上とする。ただし、研修日数が原則より短い場合は、事前に協議をすること。

3 研修の内容

架線集材機を使用し、研修生自らが架線を張り、集材作業を行い、器具一式の撤去作業まで一連の作業を行う研修を実施するものとする。なお、ここでいう架線集材機とは次の機械とする。

(1) 自走式搬器

(2) タワーヤーダ

(3) 機械式集材機

(4) 油圧式集材機

4 研修実施要件

(1) 研修生は原則として次のア及びイの特別教育等を修了していることとし、修了していない場合は、それに該当する作業をさせないこと。また、講師については次のアからウの全てを修了又は取得していることとし、かつ林業架線作業の実務経験が3年以上の者であること。

ア 機械集材装置運転業務に係る特別教育

イ 玉掛技能講習

ウ 林業架線作業主任者免許

(2) 講師1人につき、講師補助者を1人付けることができる。

(3) 補助事業者(当該架線集材作業の実施主体が補助事業者以外の者である場合はその事業者)は、関係法令に基づき林業架線作業主任者を選任すること。ただし、労働安全衛生法施行令第6条第3号に該当せず、林業架線作業主任者を選任する必要がない場合は、法令に基づき作業指揮者を定めること。

(4) 研修は原則講師からの指導を受けるものとするが、講師が研修に来られない日については、林業架線作業主任者(または作業指揮者)の指揮のもと、研修を行うことができる。ただし、研修内容の作業区分初日についてはこの限りではない。

(5) 上記(4)の場合、講師と同様に講師補助者を付けることができる。

(6) 1日あたりの研修時間は、原則7時間とする。

(7) 研修実施の際は、研修生が2人以上参加すること。

(8) 研修中は、事故防止のためのKY活動を作業前、作業終了後に毎日行うこと。

(9) その他関係法令を遵守し、安全管理及び作業に努めること。

第3 実施計画書の提出

1 補助事業者の長は、実施計画書(別記第1号様式)に第2の4の(1)に定める特別教育等の修了書等の写しを添付して、所管する農林事務所長(以下「所長」という。)が別に定める日までに提出するものとし、所長は事業計画書の写しを林政部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

2 上記1の書類のほか、労働基準監督署への届出(労働安全衛生法第88条第1項)を必要とする場合は、労働基準監督署への届け出後速やかにその写しを所長へ提出すること。

第4 事業の内示

1 部長は、実施計画書の内容を審査して補助金額を決定し、所長に通知する。

2 所長は、前項の通知に基づき、補助金額を補助事業者の長に内示する。

第5 補助金の交付申請

補助事業者の長は、事業の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金交付申請書(要綱別記第1号様式)及び収支予算書(要綱別記第2号様式)に第11の1に定める書類を添えて所長に提出するものとする。

第6 補助金の交付決定

所長は、補助金交付申請書の内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)を補助事業者の長に通知するものとする。

第7 計画の変更

補助事業者の長は、補助対象事業費の20%を超える増減が生じた場合は、速やかに承認申請書(要綱別記第3号様式)に変更事項のわかるものを添付して、所長に提出し、指示を受けること。

第8 実績報告書の提出

- 1 補助事業者の長は、事業終了後、規則第13条に基づく実績報告書（要綱別記第6号様式）及び補助金清算書（要綱別記第7号様式）並びに収支決算書（要綱別記第9号様式）に第11の2に定める書類を添えて所長に提出するものとする。
- 2 所長は、実績報告書の提出を受けたときは、確認要領に基づき事業内容の確認を行うものとする。

第9 補助金額の確定

- 1 所長は、第9の2の確認の結果、事業内容が適正であると認めるときは、規則第14条に規定する額の確定を行うとともに、補助金額の確定通知書（別記第3号様式）を補助事業者の長に通知するものとする。
- 2 所長は、額の確定後速やかに実績報告書と確認調書及び額の確定の写しを添付して部長に報告する。

第10 補助金交付申請書等の添付書類

- 1 要綱第4条に定める交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別記第4号様式）
 - (2) 研修計画図面
 - (3) 計画機械の見積書の写し
- 2 要綱第8条に定める実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（別記第4号様式）
 - (2) 研修実績図面
 - (3) 経費の支出が確認できる書類（契約内容及び支払いが確認できる書類）の写し
 - (4) 講師研修日報（別記第5号様式）
 - (5) 研修生研修日誌（別記第6号様式）
 - (6) 研修実施状況写真（架線張り状況、集材作業状況、撤去作業状況）

第11 事業着手の制限

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、当該年度内において止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、補助事業者の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第7号様式）を所長に提出するものとする。

第12 その他

研修中に起きた事件及び事故等は、迅速かつ適切に対応すること。その後、速やかに所長に報告すること。

附則

この要領は、令和6年5月28日から施行する。

別表 1

補助対象経費

項目	細目	対象経費上限額	研修パターン		
			①	②	③
講師料 (委託料)	講師料 (1) 指導を補助事業者以外へ委託する 場合、委託料とすることができる。 (2) 講師1人につき、講師補助者1人 まで補助対象とする。	講師料： 1日 56,000円 講師補助： 1日 23,500円	×	○	○
講師費用弁償 (委託料)	費用弁償には、旅費（宿泊費等） を含む (1) 指導を補助事業者以外へ委託する 場合、委託料とすることができる。 (2) 講師1人につき、講師補助者1人 まで補助対象とする。		×	○	○
機械借上料	借上料、現場への運搬費等		○	○	×
消耗品費	ワイヤーロープ、集材器具（ブ ロック類、クランプ、ジャック ル等）の購入費		○	○	×
その他知事が 必要と認める もの					

研修パターン

- ①架線集材作業の実施主体が補助事業者で、指導者も補助事業者作業員等
- ②架線集材作業の実施主体が補助事業者で、指導者は補助事業者以外
- ③架線集材作業の実施主体が補助事業者以外で、指導者も補助事業者以外